- 1. 改正環境影響評価法の全面施行に係るこれまでの動き
- 2. 配慮書手続の位置づけ
- 3. 基本的事項の改正の概要
- 4. 環境影響評価法に基づく主務省令の概要

1. 改正環境影響評価法の全面施行に係るこれまでの動き(1)

環境影響評価法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)に関するこれまでの主な動きについては、以下のとおりである。

平成22年					
2月22日	「今後の環境影響評価制度の在り方について」中環審答申				
3月19日	改正法案国会(第174回常会)提出				
平成23年					
4月22日	改正法成立(第177回常会)				
4月27日	改正法公布				
10月14日	改正法第1段施行に対応するための改正政省令公布				
平成24年					
4月1日	改正法第 1 段施行				
	① 交付金の交付対象事業を法対象事業に追加				
	② 方法書説明会の開催の義務化				
	③ インターネットの利用等による環境影響評価図書の公表の義務化				
	④ 評価項目等の選定段階における環境大臣意見の主務大臣に対する技術的助言 を規定				
	⑤ 事業の影響が単独の政令で定める市の区域内のみに収まると考えられる場合				
	当該政令で定める市から事業者への直接の意見提出等				
4月2日	基本的事項告示				
10月24日	改正法第2段施行に対応するための改正政省令公布				
11月6日	環境省所管主務省令公布(廃棄物最終処分場)				



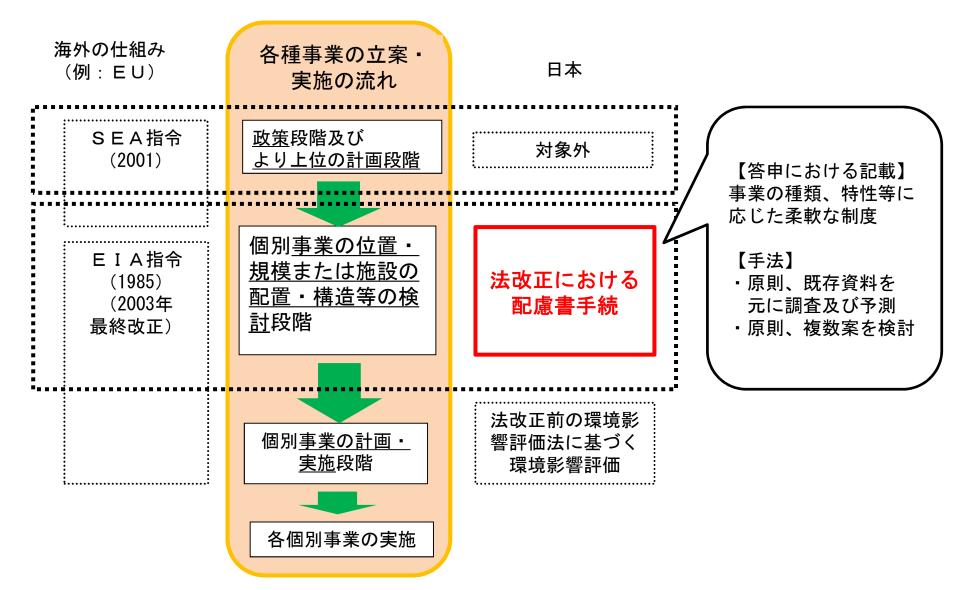
1. 改正環境影響評価法の全面施行に係るこれまでの動き(2)

平成25年	
3月21日	経済産業省所管主務省令公布(発電所)
3月29日	防衛省所管主務省令公布(飛行場)
3月	「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」作成
4月1日	国土交通省等所管主務省令公布(道路・河川・鉄道・飛行場・
	埋立・土地区画整理事業等)
	農林水産省所管主務省令公布(林道)
	経済産業省所管主務省令公布(中小機構が行う宅地造成事業)
4月1日	改正法第2段施行(完全施行)
	① 計画段階環境配慮書手続の義務化
	② 環境保全措置等の実施状況の公表等の手続の義務化 等

[※]平成22年2月の中央環境審議会答申を受け、風力発電施設の設置の事業を法対象事業に追加した(平成24年 10月1日施行)。

[※]配慮書手続の創設により、平成19年度に策定した「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」について、平成25年3月31日限りで廃止した。

2. 配慮書手続の位置づけ



EIA: Environmental Impact Assessment (事業の計画・実施段階におけるアセスメント)

3. 基本的事項の改正の概要

配慮書手続

調査・予測・評価の実施方法の提示

- ○複数案を原則設定
- ○重大な環境影響の比較整理により評価
- ○原則として既存資料により実施
- ○生態系を「場」として捉える考え方を導入

意見聴取する場合の方法の提示

- ○意見聴取を原則実施
- ○複数の各案の関係地域(自治 体)で実施

スクリー ニング

○考慮すべき「重要な自然環境」の範囲の適正化

「ティアリング」 (前段階の結果の活用)

スコーピング

メリハリの強化

- ○地域特性・事業特性の整理の合理化
- ○参考手法の適正化(最新知見の反映、 複数の手法の提示)

透明性の向上

○助言を受けた専門家の所属等の開示

環境施策動向への対応

○評価範囲に「<u>低周波音</u>」を追加

配慮書手続の結果等の反映

○配慮書手続段階の検討結果の活用

環境

保全

措置

透明性の向上

○事後調査・環境保全措置における<u>専</u> 門家の関与の強化

配慮書手続の結果等の反映

○配慮書手続等早期段階の検討による 回避・低減の<mark>効果の明示</mark>

報告書 手続

報告書作成方法等の提示

○原則、事業(工事)終了段階で1回作成

○講じた環境保全措置の 効果の確認

4. 環境影響評価法に基づく主務省令の概要

事業種 <所管省庁>		宁>	廃棄物処分場 <環境省>	発電所 <経済産業省>	道路、飛行場、埋立、ダム等 (PI有) <国土交通省>	鉄道、土地区画整理等(PI無) <国土交通省>	
		形態	位置・規模又は配置・構造	構造・配置又は位置・規模	位置又は規模		
		設定しない場合	理由を明らかにする				
	複 数 案	優先順位	位置・規模を優先	記述無し	記述無し		
		ゼロ・オプション	合理的であると認められる場合、複数案に	現実的であると認められる	合理的であると認められる場合、複数案に含めるよう努める		
	\times		含めるよう努める	場合、複数案に含めるよ			
			設定しない場合は理由を明記する	う努める			
	環境要素		EIAの環境要素から事業特性に応じて選定		EIAの環境要素から事業特性に応じて選定(主務省令上は事業		
36 2	調査				特性に応じてEIAの環境要素の一部を抽出して規定)		
配慮書手続	予測	手法	手法 調査は、原則として既存資料により実施。予測は、可能な限り定量的に実施。評価は、複数案ごとの環境影響の程度を				
書	評価	不確実性	必要に応じて、不確実性の内容を明らかに	記述無し	必要に応じて、不確実性の内容	字を明らかにする	
手			する				
ЛУL		基本的方法	配慮書の案または配慮書で意見聴取を行うよう努める。意見聴取を行わない場合は理由を明らかにする。				
		「配慮書の案」の	「配慮書の案」で聴取し、その場合、一般、	配慮書の案で聴取する場合	配慮書の案又は配慮書につい	「配慮書の案」で聴取し、一般、	
	辛	扱い	自治体の順とするよう努める	は一般、自治体の順とする	て、一般及び自治体からの意	自治体の順とするよう努める	
	意見聴取			よう努める	見聴取に努める		
	聴	多段階の意見聴取	実施に努める	記述無し	記述無し(PIによる意見聴取	記述無し	
	取	意見聴取の期間	一般30日/自治体60日以上の期間	一般30日/自治体60日程度	が担保されておりアセス主務	一般30日/自治体60日以上の期	
				の適切な期間	省令では記述無し)	間	
 スクリーニング			■				
環境	意影響語	平価項目等選定指針	・環境要素の「騒音」を、「騒音(低い周波数帯のもの含む)及び超低周波音」とする				
(I	EIA	没階)	・調査、予測、評価の手法選定に当たり、計画段階配慮事項の検討結果を最大限活用する(ティアリング)				
(=//			・調査、予測の手法選定に当たり、最新の科学的知見を反映するよう努める				
			・項目・手法選定に当たり、助言を受けた専門家の所属の種別を開示するよう努める				
環境	竟保全持	昔置	・計画段階配慮の複数案から位置等の決定に至る過程での環境影響の回避・低減の程度についての検討の内容を明らかにする				
			・事後調査・環境保全措置の検討は、必要に応じ専門家の助言を受ける等により、客観的かつ科学的に行う				
報告書手続			・事業(工事)完了段階で報告書を作成する				
			・工事中に講じた環境保全措置の効果を確認し、報告書に記載				
参考項目・参考手法		・参考手法	参考項目に、建設工事からのCO2排出を	風力発電の「騒音・低周波	変更無し	_	
			追加	音」を「騒音・超低周波			
				音」に変更			
備考			対象事業に一部民間事業(産廃処分場)	対象事業は全て民間	公共事業が主	民間事業及び公共事業が混在	

- ・本表は各主務省令を基に環境省が作成した。
- ・この他、経済産業省所管の中小機構による宅地造成事業、林野庁所管の林道事業、防衛省所管の飛行場事業の各主務省令があるが、これらは廃棄物処分場主務省令とほぼ同内容となる。